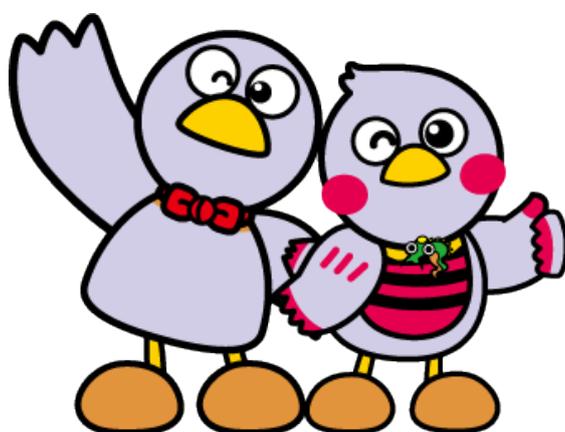


埼玉県NPO基金 団体希望寄附金制度 活用マニュアル



埼玉県マスコット「コバトン」&「さいたまっち」

ページ

- ① 埼玉県NPO基金団体希望寄附金制度とは
- ② 団体登録から助成金交付までの流れ
- ⑤ 寄附金の受入時期と助成事業の対象期間
- ⑥ みんなでサポート事業について
- ⑦ Q&A
- ⑫ 寄附金の税法上の優遇措置

埼玉県 共助社会づくり課
平成29年4月

埼玉県NPO基金団体希望寄附金制度とは

団体希望寄附金制度とは、寄附者の方が特定の団体を希望して埼玉県特定非営利活動促進基金（以下、埼玉県NPO基金）へ寄附することができる制度です。

寄附者の方は、埼玉県が管理・運用する基金に寄附することで、税法上の優遇措置を受けることができます。

一方で、団体希望寄附金のあった団体は、団体希望寄附金を原資にした助成事業「みんなでサポート事業」を活用することができます。

団体希望寄附金を受け入れるためには、事前に埼玉県NPO基金の登録団体になる必要があります。この冊子では、登録から助成金交付までの流れについてご紹介します。

埼玉県NPO基金とは

埼玉県NPO基金では、寄附者の方の意向をより反映させるため、次のような寄附を受け入れています。寄附金はNPO活動の推進のための事業に活用しています。

団体希望
寄附

埼玉県NPO基金登録団体の中から特定の団体を希望して寄附寄附金は、主に「みんなでサポート事業」で活用

分野希望
寄附

特定の分野を希望して寄附寄附金は、「NPO活動サポート事業」の分野枠で活用

一般
寄附

特定の団体や分野ではなく、広くNPO活動の促進のため寄附

団体登録から助成金交付までの流れ

団体登録



ポイント

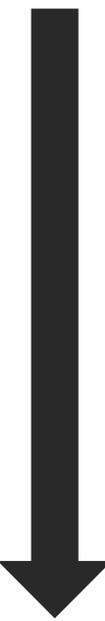
- ・団体登録申請書を審査の上、団体登録決定書を送付します。登録番号と登録期間(通知の日から2年後の年度末まで)の確認を!

- ・期間終了後、登録の継続はできません。

留意点

- ・事業報告書等の提出状況によっては、登録を抹消することがあります。

寄附の呼びかけ



ポイント

- ・団体登録をただけでは、助成金の交付を受けられません。団体希望寄附の呼びかけを企業等に行ってください!

- ・埼玉県NPO情報ステーションや団体ホームページなどでPRを! 団体の活動内容を紹介する資料などを留意して寄附依頼活動を行うと効果的です。

留意点

- ・100万円以上の寄附をいただける見込みがある場合は、当課にご連絡を!

寄附金受入れ



ポイント

- ・寄附者からの振込を確認できた時点で次のことを団体あてに電話でお伝えします

- ① 寄附日、寄附者名(匿名希望の場合を除きます)

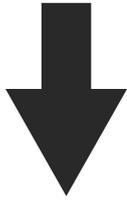
- ② 直近の「みんなでサポート事業」の募集時期

※ 寄附金額はお伝えできません!

留意点

- ・寄附者の方が振込をした後、複数の金融機関を経由し、当課に振込書の写しが届きます。そのため、団体あての連絡は、振込から2~3週間後となります。

みんなでサポート事業募集要項の郵送



ポイント

- ・募集時期までに団体希望寄附があった団体に、当課から募集要項を郵送します。
- ・申請できる助成金の申請可能額をお伝えします。

助成金交付申請書の提出



ポイント

- ・所定の様式にしたがい、募集期間内に申請書を提出してください。提出先は募集要項でご確認ください。

留意点

- ・助成対象となるのは、募集年度4月1日～2月末日の期間で実施する事業です。
- ・助成対象経費などの詳細は、送付する募集要項でご確認ください。

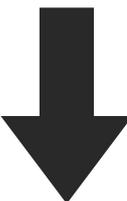
助成委員会の審査



ポイント

- ・書類審査です。
- ・審査基準は、①事業の妥当性、②公益性、③実現性、④費用の妥当性です。

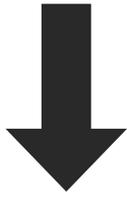
助成決定・助成金交付



ポイント

- ・審査結果に基づき、助成の可否と助成金額が決定し、助成金交付の手続きをします。
- ・助成金交付申請書の提出時点から助成金交付まで、2～3カ月かかります。

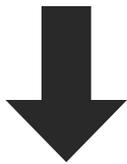
事業の実施



留意点

- ・予算の執行・管理は、助成金交付時に渡す資料に従って、支出を証する書類(領収書)の保管などを適性に行ってください。

事業報告書の提出・精算



ポイント

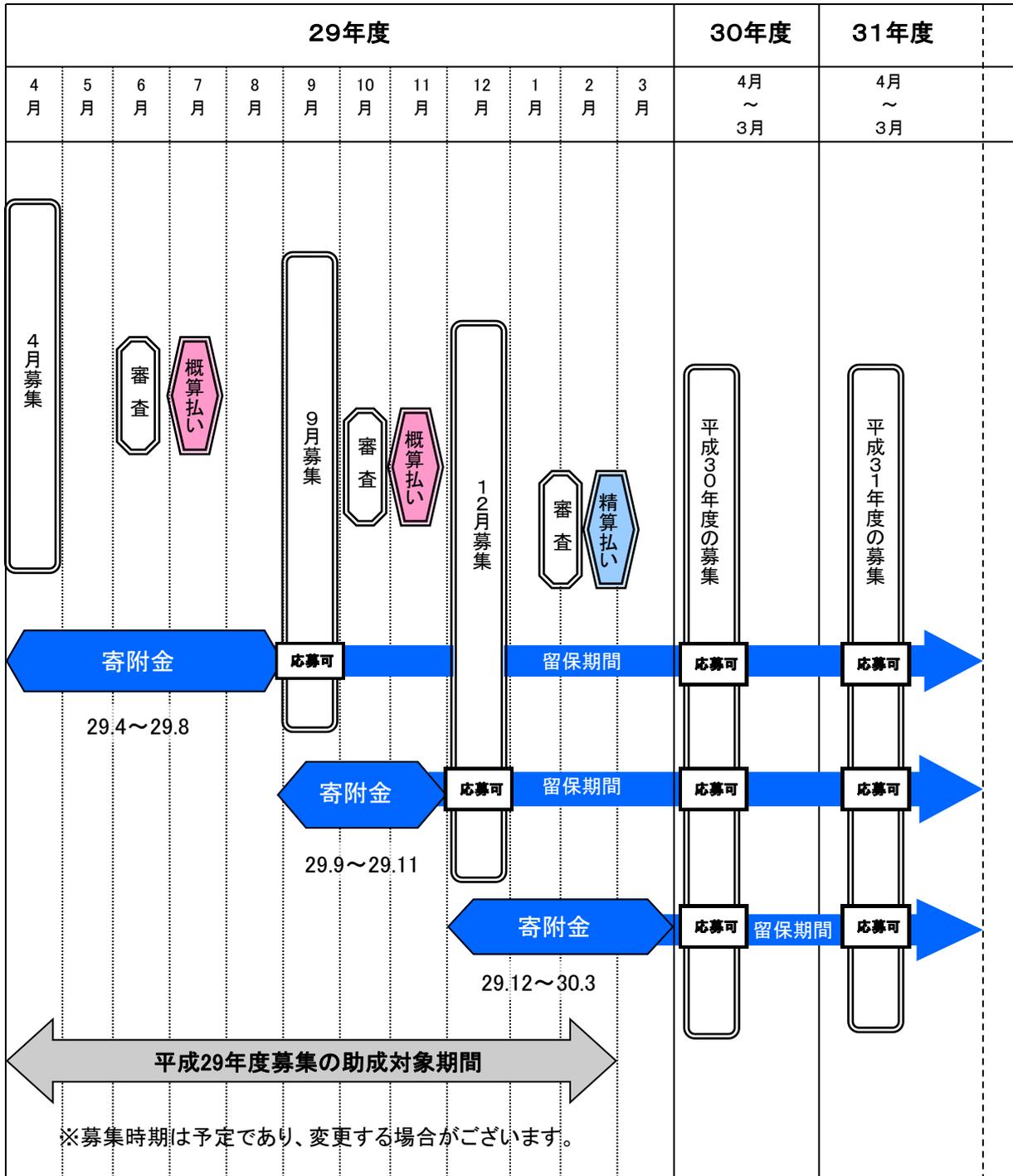
- ・事業の終了後10日以内に、実績報告書を提出してください。
※ 2月末日までの事業であれば3月10日です。

情報公開

ポイント

- ・団体のホームページ等で事業についての情報公開をしてください。
- ・県へ実績報告していただいた内容は、埼玉県NPO基金ニュース(基金事業実績報告書)や埼玉県NPO情報ステーション等で公開させていただきます。

寄附金の受入時期と助成事業の対象期間



(例)平成29年4月に団体希望寄附があった場合は、平成29年度(9月募集以降)、平成30年度、平成31年度の助成事業に応募することができます(ただし、団体登録期間中のみ)。この期間に応募しなかった場合、原則として一般の寄附と同様に、広くNPO活動を支援するために活用させていただきます。

みんなでサポート事業について

対象となる事業

- 主に県内で実施する、定款に記載された特定非営利活動に係る事業
※ 県から補助・助成を受けている事業は対象になりません。
- 県からの助成金と自己資金等を併せて5万円以上の事業
- 助成対象期間（4月1日～2月末）内に完了する事業

※ 上記の全てに該当している必要があります。

対象となる経費

- 事業を実施するために必要な直接的経費
（会場費、通信運搬費、旅費交通費、消耗品費、備品費、委託費、謝金、人件費、その他必要経費）
- 団体の管理運営のみに必要とされる恒常的な経費、敷金のように返還予定のある経費、食糧費、土地家屋の購入費及び施設の建設費は対象となりません。

その他留意点

- 団体希望寄附金のあった団体のみに、募集要項・申請様式を送付します。
- 12月募集は精算払いとなります。
- 1団体につき年度内の助成限度額は200万円です。

※ この情報は、平成29年4月現在のものです。必ず最新の募集要項でご確認ください。

Q&A

1 団体登録寄附金制度について

具体的に支援したい団体が決まっている個人・企業にとって、直接その団体に寄附するよりも、NPO基金に寄附した方がよいメリットとは何ですか。

A

埼玉県NPO基金に寄附をした場合、地方公共団体(埼玉県)への寄附として、税法上の優遇措置があります。(概要は12ページをご覧ください。)

団体登録をすると、団体にとってどんなメリットがありますか。

A

各団体独自の広報媒体に加えて、埼玉県NPO情報ステーションやNPO基金ニュースによって活動状況を広くPRすることで、活動の理解者を増やし、団体希望寄附につなげていくことができます。
団体希望寄附があった団体は、団体希望寄附金を原資として実施する「みんなでサポート事業」に申請することができます。

2 団体登録について

海外への医療支援を主な活動としていますが、登録対象となりますか。

A

登録要件では、「特定非営利活動を行う区域が主として埼玉県内であること」としてはいますが、その報告会を県民対象に県内で開催するなど、広い視野において県民に成果が還元されると考えられれば、登録の対象となります。

団体登録を申請する場合の締切はいつですか。

A

新規登録する団体は登録申請日において設立3年以内の法人のみが対象となります。

団体登録の申請についての相談窓口はどちらですか。



埼玉県県民生活部共助社会づくり課 担い手支援担当あてにご連絡ください
(団体登録申請については、地域振興センターでは受け付けておりません)。
TEL: 048-830-2839 FAX: 048-830-4751
メール: a2835-03@pref.saitama.lg.jp

3 寄附金について

寄附金の金額の制限はありますか。



寄附金額は上限も下限もありません。ただし、100万円以上の寄附をいただける見込みを団体が把握された場合は、あらかじめ当課までご連絡ください。なお、寄附金の累計額が、個人10万円、団体で50万円になった場合は、知事から感謝状が贈呈されます。また、1万円以上の寄附をいただいた方には、協力証を贈らせていただいています。(当該団体の役員等からの団体希望寄附については、対象外です。)

寄附金の振込は、どのような機関で取り扱っていますか。



埼玉県内の場合は、指定金融機関(埼玉りそな銀行)、指定代理金融機関(武蔵野銀行、埼玉懸信用金庫、埼玉県信用農業協同組合連合会)、収納代理金融機関(都市銀行など)の窓口でお願いします。
埼玉県外からの振込も可能ですが、取扱い可能な金融機関に限られます。埼玉りそな銀行の他、いわゆる都市銀行各支店の窓口でお願いします。県内外いずれも、郵便局では取扱いできません。
具体的な金融機関名は、次のURLから「埼玉県NPO基金取扱金融機関一覧」をご確認ください。
http://www.saitamaken-npo.net/html/kikin/kikin_kifu/

寄附金について税法上の優遇措置を受けるには、どのような手続きが必要ですか。



確定申告の際に、寄附金控除を申告してください。寄附金を振込む際に金融機関の窓口で発行される「寄附申込書兼領収書」が、埼玉県に寄附をした証明書となりますので、申告の際には、税務署に提出してください。

※ ふるさと納税ワンストップ特例制度については、年末ごろに対象となる寄附者の方へ御案内いたします。

1つのNPO法人に対し、複数の企業及び個人からの寄附は可能ですか。



可能です。ただし、寄附金を振込む際に金融機関の窓口で発行される「寄附申込書兼領収書」を、受け取らないと税法上の優遇措置が受けられません。複数の方が一緒に寄附をするのではなく、企業・個人ごとに個別に振り込むことをお勧めします。

企業からの寄附金に上限はありますか。



企業がNPO基金へ寄附する際の上限はありません。また、税法上寄附金額の全額を損金に算入することができ、損金算入の金額に上限はありません。ただし、団体への年間助成額には上限があります。

4 寄附に関する情報提供について

団体希望の寄附金がどのくらい集まっているかは、教えてもらえますか。



寄附金額の公表は、埼玉県NPO情報ステーションで、団体希望寄附の総額のみ行います(希望団体別の寄附状況は公表いたしません)。

ただし、寄附日と寄附者名(匿名希望の場合を除く)を当該団体あてに個別に連絡します。

団体の事情により、50万円以上なければできない事業もあれば、5～10万円でも成り立つ事業があるため、助成金の申請のために目安額を教えてください。



団体希望寄附があった団体は、寄附金額の多寡に関わらず、助成金申請が可能なので、団体希望寄附があった団体には、募集要項をお送りします。その際に、団体が申請できる助成金の申請可能額をお伝えしています。

寄附をいただいた企業の方などの実名掲載はしているのでしょうか。



寄附をいただいた場合は、団体・個人の方ともに、当課で意向を確認のうえ、埼玉県NPO情報ステーションや、毎年度発行している「埼玉県NPO基金ニュース」に実名を掲載させていただいています。

5 助成金の申請について

団体希望寄附金を原資とする助成金は、どのような制度があるのでしょうか。



「みんなでサポート事業」が団体希望寄附金を原資とした助成金制度となります。募集要項は、団体希望寄附のあった団体にお送りしていますが、埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>)でもご覧になれます。

- 「NPO助成制度・セミナー・イベント」より、募集年度の「みんなでサポート事業」をご覧ください。

「みんなでサポート事業」の申請可能額が10万円だった場合、「①10万円で新たな事業を組み立てて計画書を作成」「②元々行っている事業に組み込む形で計画書を作成」のどちらの形になりますか。



「事業」のとらえかたにもよりますが、個々の事情に応じて、どちらの計画書による申請も可能であると考えます。

申請可能額に対して、助成金の申請額が大きく下回った場合、差額分の扱いはどのようになるのでしょうか。



団体希望寄附金は、原則として寄附日の属する年度の翌2年度までは留保させていただきます(ただし、団体登録期間中のみ)。その間は助成金の申請を行うことができます。この期間中に助成金の申請がなかった場合は、原則として一般の寄附と同様に、NPO活動の推進全般に使わせていただきます。

助成金の申請をしてから団体に交付されるまでに、どのくらいの期間がかかりますか。



申請後、審査会を経て交付決定しますので、2～3カ月かかります。

複数年に渡る事業をまとめて助成金申請することはできますか。



助成金は、同一年度の4月～2月末までに実施された事業が対象となりますので、年度ごとに区切った申請が必要です。

6 その他

「団体希望寄附金の一部は広くNPOの支援に活用させていただきます」とリーフレットなどに記載されているが、一部とはどのくらいの金額又は割合ですか。



本制度は、特定の団体を希望する寄附者の意向を最大限に反映して寄附金を活用させていただくものです。
なお、団体希望寄附は、県への寄附であることから、税法上の優遇措置が受けられます。税の負担を不当に軽減する目的で本制度を利用する等、本来の趣旨とは異なる目的での利用を防ぐため、団体希望寄附金のうち助成金として交付される金額や割合等については一切公表できません。

NPO基金では、不動産などの寄附は想定していますか。



想定していません。現金及び小切手など、金融機関の窓口で振込可能なもののみです。

寄附金の税法上の優遇措置

埼玉県NPO基金に寄附をした場合、地方公共団体（埼玉県）への寄附として、税法上、次のような優遇措置があります。

個人の場合

1 ふるさと納税制度

寄附額のうち2千円を超える部分について、**所得税・個人住民税**から原則として全額が控除されます。（一定の上限があります。）

2 相続税

相続した財産を申告期限内に寄附した場合、その寄附した財産は、相続税の課税価格に算入されません（一定の要件があります。）

法人の場合

寄附金額の全額を損金算入することができます。

税の控除を受けるためには【確定申告】が必要です

詳細については**最寄りの税務署**へお問い合わせください。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を御利用いただくと、確定申告が不要となります。（適用には一定の要件があります。）

税法上の優遇措置に関するお問い合わせ先

埼玉県総務部税務課 TEL：048-830-2651

<http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/zekin/gaiyo/furusato/index.html>

<埼玉県NPO基金団体希望寄附金制度に関するお問い合わせ先>

埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課 担い手支援担当

電話:048-830-2839 FAX:048-830-4751

電子メール : a2835-03@pref.saitama.lg.jp